（定期報告）

第九条　法第九条第一項の報告は、毎年六月三十日までに、次に掲げる事項（留学のための課程を置かない認定日本語教育機関にあっては、第九号に掲げる事項を除く。）を記載した報告書を文部科学大臣に提出することにより行わなければならない。

一　設置者が法第二条第三項第一号ロに掲げるものである場合には、その収支並びに資産及び負債の状況

二　教員及び職員の体制の整備状況

三　施設及び設備の整備状況

四　日本語教育課程の編成、使用教材及び担当教員の状況

五　生徒の学習上及び生活上の支援の実施状況

六　入学者の数及び在学する生徒の数

七　生徒の授業への出席率

八　卒業した者の数並びに退学した者の数及びそのうち履修した日本語教育課程の目標の日本語を理解し、使用する能力を習得した者の数

九　進学者の数、就職者の数その他進学及び就職の状況

十　学習の成果（卒業時における生徒の日本語を理解し、使用する能力に関することを含む。）、これに係る評価の実施及び日本語教育課程の修了の要件の策定の状況

（帳簿の記載事項等）

第十条　法第十条の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする（留学のための課程を置かない認定日本語教育機関にあっては、第七号に掲げる事項を除く。）。

一　日本語教育課程の日課、教材一覧及び日ごとの活動状況

二　教員及び職員の氏名、履歴、出勤状況並びに担当学級又は担当の授業科目及び時間表

三　生徒の学習の状況の記録及び出席状況

四　入学者の募集、選考及び成績考査に関する事項

五　生徒の学習上及び生活上の支援の実施状況

六　資産、出納及び経費の予算決算並びに図書、機械器具その他の教具の目録に関する事項

七　生徒の健康の状況、医師その他の生徒の健康の保持増進に従事する者の勤務状況及び生徒の健康診断の実施状況

２　法第十条の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。ただし、前項第三号の生徒の学習の状況の記録のうち入学、卒業等の学籍に関するものについては、その保存期間は、記載の日から二十年間とする。

（廃止の届出）

第十一条　法第十三条第一項の規定による廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によってしなければならない。

一　廃止しようとする認定日本語教育機関の名称及び所在地

二　廃止しようとする年月日

三　廃止しようとする理由

（法務大臣との協議等）

第十二条　次に掲げる場合には、文部科学大臣は、あらかじめ、法務大臣に協議するものとする。

一　留学のための課程を置く日本語教育機関について、認定をするとき。

二　留学のための課程を置く認定日本語教育機関について、法第十四条第二項の規定により認定を取り消すとき。

２　文部科学大臣は、法第六条第一項の規定による変更の届出のうち、留学のための課程の新設、廃止又は収容定員数の変更に係るものがあったときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に通知するものとする。

３　文部科学大臣は、留学のための課程を置く認定日本語教育機関に係る法第十三条第一項の規定による廃止の届出があったときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に通知するものとする。

（関係行政機関の長との協力等）

第十三条　文部科学大臣は、法務大臣その他の関係行政機関の長に対し、認定日本語教育機関における日本語教育の適正かつ確実な実施に関し必要な情報の提供を行うことができる。

２　文部科学大臣は、法務大臣に対し、認定及び第六条第二項の変更の届出（留学のための課程に係るものに限る。）に係る事実の確認に関し必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

３　文部科学大臣は、法務大臣その他の関係行政機関の長から、認定日本語教育機関が法第二条第三項各号のいずれかに適合しなくなった旨の情報の提供を受けたときは、当該認定日本語教育機関に対し、速やかに、法第十一条の規定による報告又は資料の提供を求めるとともに、その結果を踏まえ、当該関係行政機関の長と連携協力して、必要があると認めるときは、法第十二条第一項の規定による勧告その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二章　認定日本語教育機関の教員の資格

第一節　登録日本語教員

（登録日本語教員の登録の申請）

第十四条　法第十七条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　氏名

二　生年月日

三　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあっては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等。以下同じ。）

四　日本語教員試験（法第十七条第一項に規定する日本語教員試験をいう。以下同じ。）に合格した年月日及び合格証書の番号

五　実践研修（法第十七条第一項の実践研修をいう。以下同じ。）を修了した年月日及び当該実践研修の実施者の氏名又は名称（法第十七条第三項の規定の適用を受けようとする者にあっては、その旨）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（第十八条において「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（第十八条において「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第十七条第一項及び第二十七条第四項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第十七条第一項及び第二十七条第四項において同じ。）

二　日本語教員試験の合格証書の写し

三　実践研修の修了証書の写し（法第十七条第三項の規定の適用を受けようとする者にあっては、修了証書の写しに代えて、次条の要件に該当することを証する書類）

（実践研修を修了した者と同等以上の技術を有する者）

第十五条　法第十七条第三項の文部科学省令で定める要件は、外国の大学（これに準ずる教育機関を含む。以下同じ。）であって文部科学大臣が別に指定するものが実施する、日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得するための研修を修了した者であることとする。

（登録日本語教員登録簿の記載事項）

第十六条　法第十七条第四項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名

二　生年月日

三　本籍地都道府県名

四　登録番号及び登録年月日

五　日本語教員試験の合格の年月日及び合格証書の番号

六　実践研修の修了の年月日及び当該実践研修を実施した者の氏名又は名称（法第十七条第三項の規定の適用を受けた者にあっては、その旨）